

# ペンメルウ (*Pn-mrw*) の遺書に見る女性の位置づけ —葬祭神官の職をめぐって—

吹田 真里子 \*

The Position of Women in the Will of Penmeru (*Pn-mrw*)  
concerning the Office of Funerary Priest

Mariko SUITA\*

## [Abstract]

This paper discusses the position of women in the will of Penmeru (*Pn-mrw*), which concerns the office of the funerary priest. Penmeru was the overseer of funerary priests and director of the kitchen in the Fifth Dynasty. His mastaba is located in the Western Cemetery at Giza. Inscriptions about the will are engraved on the wall of the open chapel in the mastaba.

The position of women who are written in wills were considered in my previous papers. Women could make a will the same as men, and in that regard, women held the same legal capacity as men. However, even though women held such a possibility, the property inheritance of women was mentioned in the wills of men in practice.

A funerary priest or priestess was one of the notable point that women could be involved in property inheritance. The funerary priest or priestess meant a person who served offerings to the dead, and there were women who went to this position. This paper examined, how women were treated in the succession of property of Penmeru, comparing with the wills in my previous research.

As a result, even women could engage in the office of funerary priest, as is clear from the will of Pepi and Buwt, but in their cases, they are daughter of the deceased. Even though Penmeru had a son and daughter, he did not transfer the office of funerary priest to them. Furthermore, the wife of Penmeru was alive when the first part of the will was made, but the office were not transferred to her, but to non-relatives. Therefore, it is considered that women could make a will the same as men, and in that point, women also retained the legal capacity as men, but that wives of the deceased could not be involved in the office of funerary priest.

---

\* 関西大学国際文化財・文化研究センター（非常勤研究員）

(Center for the Global Study of Cultural Heritage and Culture, Kansai University, Japan)

## 1 はじめに

本稿は、ペンメルウのマスタバに記されている遺書の考察である。筆者はこれまでの論文<sup>1</sup>で遺書の中に記されている女性の在り方を考察してきた。そこでは女性は、男性と同様に遺書の作成が可能であり、その点に関しては女性も男性と同じ法的能力を保持していたと考えられる。しかし女性が、そのような可能性を保持しているとしても、実際に女性に関する財産相続に関しては、男性の遺書の中に記されていることがしばしば見受けられる。

また財産相続において女性が関係している点では、「葬祭神官」の職が挙げられる。「葬祭神官」とは、死者への供物を捧げる役割を果たす人物を意味し、女性でもこの役職に就いた者がいた。本稿では、ペンメルウの遺書に記されている女性の表記方法から、女性が財産相続でどのような位置づけをされてきたのか、これまでに筆者が考察してきた他の遺書と比較検討したい。

## 2 マスタバの概要

ペンメルウは、古王国時代第5王朝において「葬祭神官の長」であり、「台所の長」に就いていた人物である<sup>2</sup>。彼のマスタバは、ギザのクフ王のピラミッドの「西の墓地」の一つにあたり、南北約10メートル、東西5メートル、高さ3メートルの大きさである<sup>3</sup>。マスタバの西壁は、別の墓の東壁を共有しており、東の外壁に礼拝堂とされる壁龕がある。その壁龕内の西側にあたる奥の壁には、碑文が施されていない偽扉が設けられており、その両脇の壁面には法的碑文が記されている。

マスタバ内の南東にはセルダブがあり、その中にはペンメルウと彼の家族の像が設置されていた。一グループ目が、成人の男性が二人と成人の女性が一人、そして子供が二人で、一組となっているものである。二人の成人男性はどちらもペンメルウを表しており、女性の像は彼の妻メリイトエス、二人の子供は、彼らの息子シェセムネフェルと娘のネフェルシェセメスを表している。

二グループ目が、三体の成人男性の像が一組となったもので、彼らの足元の碑文から三体の像がすべてペンメルウを表していることが判明する<sup>4</sup>。

三グループ目が、二人の成人男性で二人の足元の中央にペンメルウの名前が刻まれていることから、これら二体ともペンメルウを表したものだと考えられる<sup>5</sup>。

このセルダブの他に、マスタバ内部にはシャフトが南北に4本ある。これらのシャフトには名前などが記されていないため、どのシャフトが誰のものを指すかは明らかではないが、セルダブの中の像から

1 吹田真里子、「エジプト古王国時代の遺書にみる女性の立場」『オリエント』第46巻第1号（2003年）103-117頁。「ニー・カア・アンクの相続に関する一考察—土地譲渡にみる女性の立場—」『セマウイ・メヌ』第2巻（2010年）151-158頁。

2 ペンメルウの称号は、彼のマスタバのセルダブに置かれていた家族を表した像に記されている。P. der Manuelian, Penmeru Revisited—Giza Mastaba G2197, JARCE 45 (2009), 43-44.

3 *Ibid.*, p. 7.

4 *Ibid.*, p. 37.

5 *Ibid.*, p. 46.

判明した家族の数に合わせて、一つ目がペンメルウのもの、二つ目が彼の妻メリイトエスのもの、三つ目が彼らの息子シェセムネフェル、四つ目が娘のネフェルシェセメスのものであると考えられた<sup>6</sup>。

次の章では、このペンメルウのマスタバに書かれていた法的碑文から、彼の家族に関してどのような財産相続がなされたのか考察したい。このペンメルウのマスタバは 1911 年から 1913 年にかけて発掘された。その後このマスタバに記されていた碑文の考察は、幾人かの研究者によって行われている。本稿では、B. Grdseloff<sup>7</sup>、H. Goedicke<sup>8</sup>、P. der Manuelian<sup>9</sup> を参考にしつつ、読解を試みた。

### 3 碑文の内容

碑文は、東の外壁にある壁龕内の碑文が施されていない偽扉の両脇（北面、南面）に記されていた。北面には、初期の発掘の時には気づかれていなかったと思われる碑文が少し残っているのみであるが、南面には 9 行にわたる碑文が記されている。

以下が、南面の碑文である。

(1) *w<sup>r</sup>b nsw hm-ntr Mn-k3w-R<sup>r</sup> imy-r hm-k3 Pn-mrw*

「王のウアブ神官、メンカウラーの神官、葬祭神官の長、ペンメルウ」

この行には、この遺書を作成した人物であるペンメルウの名前と役職名が記されている。

(2) *dd ir sn-dt hm-k3 Nfr-htp hn<sup>r</sup> msw.f n it mwt*

「葬祭基金の兄弟、葬祭神官ネフェルヘテプ、(同じ)父親と(同じ)母親の子どもたちと共に、  
言う。」

ここで述べられている *sn-dt* という語彙を、ここでは「葬祭基金の兄弟」と訳した。H. Goedicke は、これを「基金の兄弟」と訳し、この「兄弟」は血のつながりを示すものではなく、葬祭儀式を執り行う役目を果たす人物を表した言葉であるとみなしている<sup>10</sup>。また B. Grdseloff は、*sn-dt* を「共同所有者」と訳した<sup>11</sup>。氏によると、この *dt* は *snw n pr n dt* の例に見られるように、*w<sub>dt</sub>* (与えられたもの) から派生した語で、「与えられた家」から「私有(個人)の家」と解釈することが出来、B. Grdseloff は、本来の意味として、*sn-dt* を「(私有)家の兄弟」と訳した。さらに氏は、カアエムヘセトの例を挙げ、長男であるカアエムヘセトは家族の財産を譲渡されたが、彼の父親の遺言による財産目録の中で *sn-dt* の称号を保持する人物が 2 アルーラの土地を与えられた。これにより、B. Grdseloff は *sn-dt* を「共同所有者」と訳したのである<sup>12</sup>。また、P. der Manuelian は、「葬祭財産の兄弟」と訳している<sup>13</sup>。

6 *Ibid.*, p. 9.

7 B. Grdseloff, L'inscription de Penmerou, *ASAE* 42 (1943), 39-70.

8 H. Goedicke, *Die privaten Rechtsinschriften aus dem Alten Reich* (Wien, 1970).

9 P. der Manuelian, *op. cit.*

10 H. Goedicke, *op. cit.*, pp. 127-28.

11 B. Grdseloff, *op. cit.*, p. 43.

12 *Ibid.*, p. 48.

13 P. der Manuelian, *op. cit.*, p. 29.

これらの訳を考慮し、本稿では *sn-dt* を「葬祭基金の兄弟」と訳した。なぜなら、この(2)でてくるネフェルヘテプと彼の子供たちは、(3)の「彼ら」のことであり、彼らが「声による供物」を故人に捧げるという葬祭関連の奉仕をしているのである。

次に *msw.f n it mwt* は、碑文では  と記されている。本稿では *msw.f n* の後の  は、*it.f* ではなく、 を *it* の一部であるとした。もしこれを *it.f* とするならば、*mwt* の後にも *f* がくるべきである。

(3) *iw.sn m hm-k3 dt r pri-hrw m is dt nt hrt-ntr 3ht-Hwfw*

「彼らは、墓地アケトケフの葬祭基金の墓地における『声による供物』を準備するための葬祭基金の葬祭神官である。」

ここでネフェルヘテプと彼の子供たちが、ペンメルウに「声による供物」を捧げる役目を持った葬祭基金の葬祭神官であり、彼らが葬祭基金を継承したことが判明する。

(4) *in.sn (n.i) wdb-rd n ity(.i) s3b t3ti 3ti Ssm-nfr ir*

「彼らは（私に）、（私の）君主であり、上級大臣セシェムネフェルの『転用された供物』をもたらした。」

セシェムネフェルのマスタバは、ペンメルウのマスタバの 85 m 南にあり、道でつながっている<sup>14</sup>。ネフェルヘテプと彼の子供たちが、セシェムネフェルのマスタバに供えられた供物を順番でペンメルウのために持ってきたことを意味している。最後に書かれている *ir* は、次の行の最初にくるべきである<sup>15</sup>。

(5) *3ht h3 di.n (.i) n.f hn<sup>c</sup> msw.f pn*

「これらの彼の子どもたちと共に（私が）彼に与えた 10 アルーラの耕地（に関して）」

*3ht h3* は文字通りに訳すと 1000 の耕地になるが、10 アルーラを  (*h3*) と表されることがあり、さらには  (*h3-t3*) と表されることが多く、 の部分を  で省略されることもある<sup>16</sup>。したがって、本稿では 10 アルーラと訳した。*msw.f pn* の *pn* は、通常単数名詞につく指示詞であるが、ここでは先行する単語が複数であり、これは(2)すでに複数として出てきているので、本稿では *pn* を間違いとして複数の「これらの」と訳した。そして最後の（に関して）は前の行の *ir* を訳出したものである。

(6) *n rdi (.i) shm rm<sup>c</sup> nb im.f*

「私は誰にも彼（ネフェルヘテプ）に関して処分権を得させなかった。」

(7) *hn<sup>c</sup> ms(w).f pn*

「これらの彼の子どもたちと共に。」

*msw.f pn* の *pn* に関しては、(5) と同様である。

(6) と (7) でペンメルウは、ネフェルヘテプと彼の子供たちに譲渡した財産を、ほかの誰もが関与することを禁止したのである。

14 B. Grdseloff, *op. cit.*, p. 52.

15 H. Goedicke, *op. cit.*, p. 71.

16 A. Gardiner, *Egyptian Grammar*<sup>3</sup>, Oxford, 1957, p. 200.

以下の(8)と(9)は、上記の部分に後に付け加えられたものと思われる<sup>17</sup>。

(8) *n rdi (.i) shm s̄(.i) nb im hn̄c ms(.i) nb*

「私はそこで、(私の) どの子どもと共に (私の) どの息子にも処分権を得させなかつた。」

この文章の主語である「私」は、ペンメルウのことを指している。

(9) *rdi.f 3ht s̄bt 5 m prt-hrw nt rht-nsw Mri-it.s*

「彼は、『王の知人』メリイトエスの『声による供物』として5アルーラの土地を与えた。」

この行の最初は、←▲←|▲△→と書かれている。本稿では、*rdi.f*の後に書かれている *s* を間違いとし、△で3htと読んだ。そして→を *s̄bt* と読み、アルーラとした。またメリイトエスはペンメルウのマスタバのセルダブにあった像から、彼女がペンメルウの妻であったことは明らかである。

この追記の部分で、ペンメルウは自分の妻が亡くなつたので、彼女の葬祭儀式のための「声による供物」を用意したかったと考えられる。(8) まず、ペンメルウが自分の子供たちに財産に関する処分権を与えなかつたことを述べた。そして(9)で、葬祭基金を継承したネフェルヘテプが、メリイトエスのための「声による供物」を用意したと考えられる。したがつて、この行の始まりである「彼」は、ネフェルヘテプであると思われる。

以上のように、ペンメルウは葬祭基金を血のつながりのない人物である「葬祭基金の兄弟」に相続させ、彼の妻の葬祭基金も「葬祭基金の兄弟」に管理させたのである。

#### 4 ペンメルウの遺書における家族の財産相続のあり方

ペンメルウの遺書では、葬祭基金の譲渡がテーマとなっている。葬祭基金とは、死者の葬儀や死者への供物をささげる役割を受け持つ人物に譲渡される耕地であり、死者への礼拝を行わない者には譲渡されず、複数の子孫に分割して相続されないものであった。また相続の対象となる人物は、古王国時代初期では、性別に関わらず財産を所有することが可能であり、母親が遺書を用いて財産を自由に譲渡したケースもみられる<sup>18</sup>。その後、徐々に女性の重要性は低くなり、葬祭基金は長男の管理のもとにおかれようになる<sup>19</sup>。

この財産相続における相続人の変化を考慮して、ペンメルウの家族間での財産相続法をみると、ペンメルウには、自分の子供が二人いたにも関わらず、葬祭基金を血縁のない人物に譲渡した。これは、子供が成人に達していなかったという可能性も考えられる<sup>20</sup>。しかし、そのような場合、ペンメルウの遺書の最初の7行が書かれた時には、まだ彼の妻は生きていたはずなので、妻に葬祭基金を譲渡して故人

17 ペンメルウは彼の妻メリイトエスの死後、この部分を付け加えたと考えられる。B. Grdseloff, *op. cit.*, p. 64.

18 メチエンの遺書にみられる。吹田、前掲論文（2003年）、109-110頁。

19 吹田、同論文（2003年）、105頁。

20 H. Goedicke, *op. cit.*, p. 128.

への葬祭儀式を管理させなかつたのであろうか。

これまでに筆者が考察した遺書には、メチエン、ケネムティ、ニー・カウ・ラア、ペピとブウト、ニー・カア・アンクの遺書<sup>21</sup>があるが、これらの遺書の中で葬祭基金に関して記載があるものは、メチエン、ケネムティ、ペピとブウト、ニー・カア・アンクの遺書である。これらの遺書に書かれている葬祭基金の譲渡の流れをまとめると以下のようになる。

メチエンに関しては、メチエンは彼の父親から葬祭基金を継承している。

ケネムティの遺書では、葬祭神官の職を養子となつたケネムティが父親から相続している。遺書が作成された時点では、彼の父親の妻が生きていたかどうかは明らかではない<sup>22</sup>。

ペピとブウトに関しては、葬祭神官の職を姉妹で共有したと記されている。

またニー・カア・アンクの遺書では、メンカウラーによって与えられた土地2面分（1面はそれぞれ60アルーラ）と官職を、家族間でどのように相続したのかを記したものである。まず、土地の1面をハトホルのウアブ神官を務める報酬として、もう1面をケヌウカアに供物を捧げる約束によって、ニー・カア・アンクの妻と12人の子供たちの間で分割されたといった内容が記されている。このケヌウカアという人物が、ニー・カア・アンクの家族とどのような関係になるのかは記されていない。このケヌウカアに供物を捧げる役割が葬祭神官の職にあたるのだが、この場合、ニー・カア・アンクの妻と12人の子供たちの13人で葬祭神官の職を共有しており、財産の分配方法をみても妻と子供たちの間で違はない。

以上の葬祭基金の相続方法とペンメルウのものから、以下のようにまとめることができる。葬祭基金は、基本的には長男が受け継ぎ、一人で相続するものと考えられていたが<sup>23</sup>、以上の5つの遺書のうち、ペピとブウト、ケヌウカア、ペンメルウに関する遺書では、複数の人物によって相続されている。これらの遺書で共通している点は、相続している人物に長男が含まれていないことである。ペピとブウトは姉妹であり、ケヌウカアの場合は、ケヌウカアと相続した人間関係は明らかではない。また、ペンメルウの場合は、血縁関係がない人物が相続している。たとえ長男が葬祭基金を相続しない場合でも、母親が葬祭基金を相続する可能性はないと思われる。

## 5 おわりに

以上、ペンメルウの遺書をもとに、葬祭神官の職がどのように相続されるかを考察した。葬祭神官の職は、女性でも就く可能性はペピとブウトの遺書から明らかであるが、この場合は故人の娘にあたる。ペンメルウの場合、息子と娘がいたにも関わらず彼らには相続されていない。さらには、遺書の最初の部分が作成された時にはペンメルウの妻は生存していたが、彼女に譲渡されることなく、血縁関係がない人物に譲渡されることになった。これにより、女性は、男性と同様に遺書の作成が可能であり、その

21 最初の4つの遺書に関しては、吹田、前掲論文（2003年）、108-113頁。ニー・カア・アンクに関しては、吹田、前掲論文（2010年）、153-156頁。

22 吹田、前掲論文（2003年）、110頁。

23 J. Pirenne, "Le statut de la femme dans l'ancienne Egypte," *Recueils de la Société Jean Bodin. XI: La femme* (brüssel, 1959), pp. 67-68.

## ペンメルウ (*Pn-mrw*) の遺書に見る女性の位置づけ—葬祭神官の職をめぐって—

点に関しては女性も男性と同じ法的能力を保持していたと考えられるが、葬祭神官の職に関しては、故人の妻には関与する権利が与えられなかったと思わざるをえない。

本研究は、「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成25年度～平成29年度）」によって行われた。